

報道資料

令和4年8月16日（火）

福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課 担当：河井、鷹田
電話：0742-27-8534（ダイヤルイン） 内線：2850、2852

県内高齢者施設における新型コロナウイルス感染症のクラスター事案の発生について（4事案）

【1】A事案

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに入所者及び職員計7名の感染が判明しました。
感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

1 発生場所

県内高齢者入所施設

2 感染者の概要（合計7名）

- ・経緯：7月19日に1例目（有症状での受診）の感染を確認
接触の可能性がある入所者及び職員に検査を実施し、2～7例目の感染を確認
- ・感染者内訳：入所者4名（70～80歳代）、職員3名（20～40歳代）

3 クラスター発生の要因の推定

施設での食事や日常の介護における近距離での対面などを通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

4 県の対応

- ・感染者と接触の可能性がある入所者及び職員に対しPCR検査を実施
- ・管轄保健所により感染防止対策の指導を実施

5 施設の対応

- ・新規入退所、入所者及び職員の食事等による集合を停止

【2】B事案

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに利用者及び職員計8名の感染が判明しました。感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

1 発生場所

県内高齢者通所施設

2 感染者の概要（合計8名）

- ・経緯：7月15日に1例目（有症状での受診）の感染を確認
接触の可能性がある利用者及び職員に検査を実施し、2～8例目の感染を確認
- ・感染者内訳：利用者4名（70～80歳代）、職員4名（40～60歳代）

3 クラスター発生の要因の推定

施設での入浴や日常の介護における近距離での対面を通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

4 県の対応

- ・感染者と接触の可能性がある利用者及び職員に対しPCR検査を実施
- ・営業再開後の感染再発防止に向けた対策を県担当課より指導

5 施設の対応

- ・全面営業停止
- ・系列施設との往来の停止

【3】 C事案

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに利用者及び職員計15名の感染が判明しました。
感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

1 発生場所

県内高齢者通所施設

2 感染者の概要（合計15名）

- ・経緯：7月22日に1例目（有症状での受診）の感染を確認
接触の可能性がある利用者及び職員に検査を実施し、2～15例目の感染を確認
- ・感染者内訳：利用者8名（70～90歳代）、職員7名（10～50歳代）

3 クラスター発生の要因の推定

施設での食事や日常の介護における近距離での対面を通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

4 県の対応

- ・感染者と接触の可能性がある利用者及び職員に対しPCR検査を実施
- ・管轄保健所及び県担当課により感染防止対策の指導を実施

5 施設の対応

- ・営業停止
- ・系列施設との往来の停止

【4】D事案

以下のとおり県内高齢者施設において、これまでに利用者及び職員計9名の感染が判明しました。
感染状況から、本事案についてはクラスター事案と考えます。

1 発生場所

県内高齢者通所施設

2 感染者の概要（合計9名）

- ・経緯：7月20日に1例目（有症状での受診）の感染を確認
接触の可能性がある利用者及び職員に検査を実施し、2～9例目の感染を確認
- ・感染者内訳：利用者5名（50～90歳代）、職員4名（30～70歳代）

3 クラスター発生の要因の推定

施設での食事や日常の介護における近距離での対面などを通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

4 県の対応

- ・感染者と接触の可能性がある利用者及び職員に対しPCR検査を実施
- ・管轄保健所により感染防止対策の指導を実施

5 施設の対応

- ・営業停止
- ・系列施設との往来の停止

上記のクラスター4事案については、いずれも、新たな感染者が確認されず、すべての感染者が治癒し、かつ、すべての濃厚接触者の健康観察期間が経過し、施設の通常運営が再開されましたら、対応を終了とします。

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。関係者等への取材はご遠慮ください。